

令和元年度第1回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和元年7月31日(水) 午前10時00分～午前11時50分

2 会議の場所 岡崎市役所 分館 202号会議室

3 会議の議題

- (1) 諮問第1号 景観まちづくり協定の廃止について
- (2) 報告第1号 歴史文化資産解説板等の整備について

4 会議に出席した委員(14名)

学識経験者	島津 達雄
学識経験者	水津 功
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	堀越 哲美
学識経験者	森 真弓
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	後藤 仁
各種団体	加藤 由里子
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	近藤 忠彦
公募市民	長谷川 いづみ

5 事務局

都市整備部まちづくりデザイン課	課長	市川 正史
都市整備部まちづくりデザイン課	副課長	木下 政樹
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係係長	成瀬 晋
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係主事	片岡 拓己
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係事務員	神尾 実沙
都市整備部まちづくりデザイン課	歴史まちづくり係係長	井尻 智久
都市整備部まちづくりデザイン課	歴史まちづくり係主査	山本 礼美

6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例

における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、諮問第1号を公開、報告第1号を非公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として森委員及び柴田委員を議事録署名者に指名した。

8 諮問第1号 景観まちづくり協定の廃止について（説明）

議長が諮問第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（片岡主事）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員

景観まちづくり協定の設立は行政主導か、地元の発案か。

事務局

地元発案である。

横山委員

地元からの発案で設立した景観まちづくり協議会、景観まちづくり協定を市が認定しているのか。

事務局

制度はそのような仕組みである。しかし、「岡崎 翠の街」まちづくり協議会の場合、パナホームが宅地開発をするときに協議会を設立、協定を締結した特殊な事例。

横山委員

市は景観まちづくり協議会を認定後、当該地域に対して景観に関する指導やアドバイスなどはしているのか。

事務局

地元の意向に任せているので、アドバイス等しているわけではない。

瀬口会長

当初、上六名地区で景観まちづくり協議会を設立した経緯は。

事務局

上六名及びその下流域では、平成20年8月末豪雨で大規模な浸水が発生した。その後行われた本件のような宅地開発では、市が各戸での雨水流出抑制施設の設置を推奨しており、本

件「翠の街」では景観まちづくり協定の中に雨水流出抑制施設の維持管理を規定することで地域の安全性を確保した。

横山委員

自動更新ができるにも関わらず、あえて廃止の方向にいったのは残念。他の制度で検討するのはいいが、景観まちづくりはエンドレスで長い目で見るとすべきものであり、せつかくの協定を地元の意向で廃止と決めていいのかが疑問に思うところがある。

堀越委員

地元が景観まちづくり協定の廃止を強く思った理由はなにかあるのか。自動更新による継続をあえて断ったのはなぜか。

事務局

パナホームが景観まちづくり協定の運営者を地元を引き継ぐことを検討したところ、地元では事務局の体制ができておらず、膨大な量の個人情報管理することと、建築の専門家ではない人が建築等行為の審査をすることが大きな負担となるという意見があがった。

堀越委員

景観まちづくり協議会と町内会の関係性は。

事務局

翠の街では、町内会の副総代が本人の意思に関係なく、事務局機能を受けなければならないようになっていた。また、実質はパナホームが代行しており、ほとんどの住民には認識もなかった。

島津委員

「岡崎 翠の街」まちづくり協議会に対して市は補助金を交付した実績があるか。補助金に関しての基準等ははっきりと決まっているのか。

事務局

景観まちづくり推進費補助金を定めているが、「岡崎 翠の街」まちづくり協議会に補助金等は交付していない。

長谷川委員

雨水流出抑制施設に関して、協定が廃止されたら維持管理はどうしていくのか。すぐに撤去されてしまう可能性はないのか。

瀬口会長

現在も市で何か浸水対策は行っているのか。

事務局

占部川改修工事、久後埼貯留管整備、六名雨水ポンプ場（施工中）などの、浸水対策が行われている。令和5年に六名雨水ポンプ場が完成すると、1 / 5年確率降雨に対する治水安全度が確保されてシビルミニマムが担保される。ただし、超過降雨への対応として、市は各戸でも積極的な浸水対策を依頼しているという状況。翠の街は、協定に定めることで浸水対策を義務化してくれていた。今後、景観施策の中でどこまで浸水対策に関するルールを規定できるかは検討していくべきところ。

雨水流出抑制施設は地下にあるため、簡単に撤去されるようなものではなく、撤去されるとしたら建て替えなどのタイミングだと考えている。

瀬口会長

雨水流出抑制施設は地上ではなく地中にあるものなのか。

事務局

地下にある。

瀬口会長

雨水流出抑制施設があるからといって必ずしも安全というわけではない。治水に関しては課題がある。景観まちづくり協定廃止後の浸水対策は、景観ではなく河川課が担当の話になってくるのではないかと。景観まちづくりの内容に含むと考えるのか。

事務局

景観まちづくりに含むものだと考える。

横山委員

高蔵寺ニュータウンの例では、終の住みかとして考えてくれる人、ふるさと意識をもった住民を育てることができず、まちが寂れた。本地域では、同じ轍を踏まないよう、まちづくりに関して行政が介入、指導していくべき。

中根委員

地区計画と景観まちづくり協定の住み分けはどうなっているのか。

事務局

地区計画は都市計画法に規定された範囲（高さ、敷地面積等）を定め、景観まちづくり協定

は地区計画では定めることが出来ない緑地、雨水流出抑制施設の管理をカバーしている。

中根委員

まちづくり協定でカバーするということは、施設の現状変更等をするときに審査等が必要になってくる。それが無理だという判断で景観まちづくり協議会は廃止を決定したのか。

事務局

そのとおり。

後藤委員

協定があるときは住民同士で監視し合うことができている。協定が廃止されると、当初は緑化を確保しても枯れたら放置してしまう。審査時に認可するだけでなく、継続的に住民のまちづくりを見守るべき。協定を廃止するにしても、何か絶対的な条件を付けるなど検討すべき。景観形成重点地区のように、行政が計画当初のみ審査を義務付けしてもまちなみは保たれないので、長期的にまちが守られる制度づくりの検討が必要。

杉野委員

景観の維持は長いスパンで考えるべき。現在の条例などは、10年、20年後などの時系列での配慮が足りていない。それらを含めて、今後の制度など何か検討しているか。

事務局

協定の有効期間としての10年は、協定内容をふりかえる期間として考えている。

現在の協定内容は、10%の緑化を規定しており、地元は維持に苦勞している。今後は地元が持続可能なレベルの内容で制度を検討したい。

瀬口会長

市が住民に協定の継続を強制することはできない。住んでいる人が守れる内容でないと、制度を定めても守れない。

水津委員

協定内容の代替制度は誰が検討しているのか。地元の自主的な内容でないなら住民は守れないと考える。市は、ただ廃止するのではなく、地元で今後どうしていくかの話し合いを設けるなど支援すべきでは。

瀬口会長

廃止に対しての諮問のため、廃止の方向は覆せないのではないか。

島津委員

景観まちづくり協定に予算をつけて市が支援していないから地元は活動してないのでは。

瀬口会長

景観まちづくり協定は、住民がそれぞれまちづくりの意思がある前提で守っていくためのルールだから、予算はつかない。

事務局

廃止の経緯を改めて説明する。地元ではまちづくりに関しての意識が高く、協定内容を守り、美しいまちなみが維持されていることを自負している。しかし、協定の引継ぎの期限がせまる中、建築の審査が出来ない、行政がどんな支援をしてくれるかもわからない、といった理由から、廃止に向けて動いたという状況。市は、まちづくりに対する思いのある人がいることも把握している。まちづくり意識の高い仲間を増やせるかは今後次第だが、そのような思いを無駄にしないように、景観形成重点地区指定等で守っていきたいと考えている。

近藤委員

地元の意思を尊重せざるを得ないため廃止は覆せないと考える。

天野委員

今回は廃止を認めざるを得ない状況だと考える。ただし、今回の例を今後に活かしてほしい。また、まちづくりの意欲はあっても縛りがあるから協定締結には動けないという地区があれば、そこにこそ市は手を差し伸べるべき。地元の意向把握、課題把握、情報提供など、行政が住民に行えることを考えてほしい。

後藤委員

協定廃止以降のスケジュールは。

事務局

地元と話を進めていき、景観形成重点地区に指定することになれば、また改めて景観審議会に諮問する。

瀬口会長

緑化に関しては、名古屋市の例のように都市計画に基づいて、岡崎市全域で緑化についてのルールを定めればいいのか。その場合、都市計画審議会でも検討していくことになると思う。現在、岡崎市で緑化地域制度を採用しているか。

事務局

岡崎市では、緑化地域制度は採用していないが、市内の 11 地区で緑地協定を定めている。

近藤委員

住民が自分たちの意思でできることに行政計画等で市が縛りをつける必要はあるのか。縛りをつけると柔軟な対応は期待できない。

瀬口会長

縛りがないと守れない人もいる。縛りは縛りと思うからつらくなる。

廃止になった場合は、市には今後の報告をお願いしたい。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、条件付きで原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

9 報告第 1 号 歴史文化資産解説板等の整備について（非公開）

事務局

次回審議会は 10 月頃を予定している。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和元年度第 1 回岡崎市景観審議会を閉会した。